

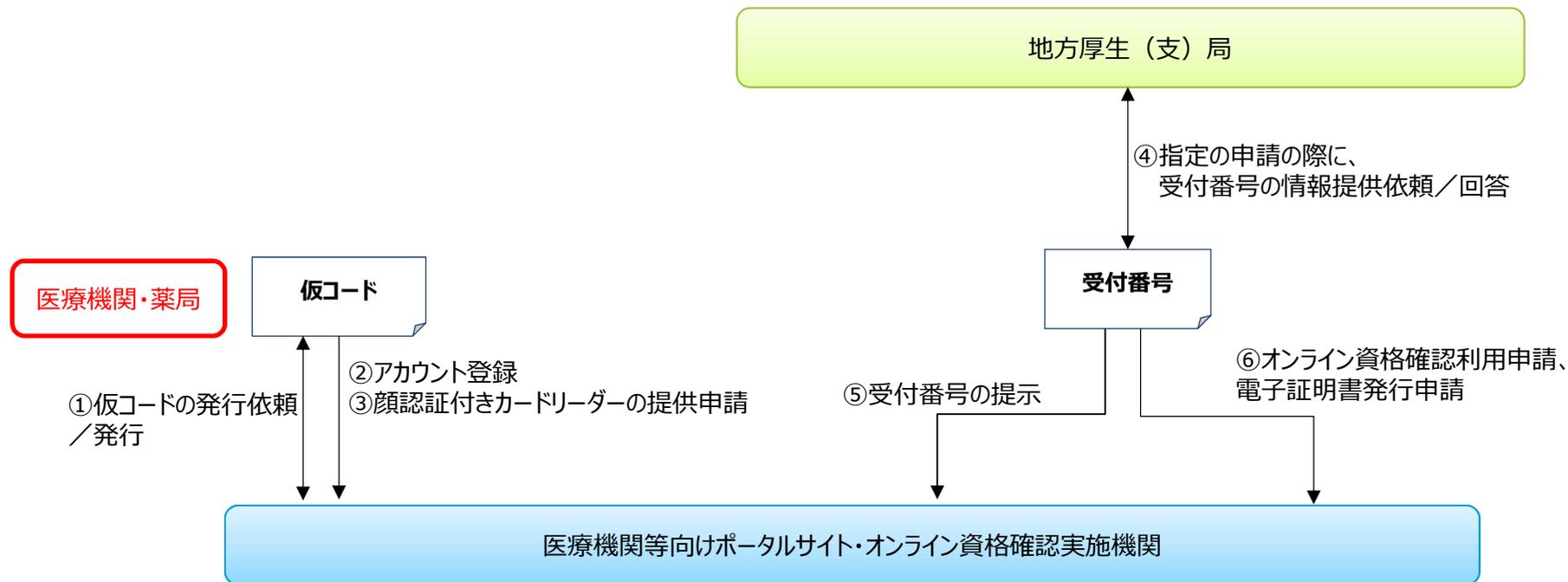
オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き

診療開始月の月初から「オンライン資格確認」の導入を行うためには、以下のスケジュールを目安に、必要な手続きを進めていただくようお願いします。

スケジュール（目安）

～診療開始 5 月前	…	診療開始前月	診療開始月 1日
①仮コードの発行依頼 ②アカウント登録 ③顔認証付きカードリーダーの提供申請		【地方厚生（支）局の提出期限までに】* ④保険医療機関等の指定の申請の際に、受付番号の情報提供依頼 【15日までに】 ⑤オンライン資格確認実施機関へ受付番号の提示 ⑥オンライン資格確認利用申請、電子証明証発行申請	⑦（指定が行われなかった場合） オンライン資格確認実施機関へ報告

* 受付番号の情報提供を希望される場合は、保険医療機関等の指定の申請についても、早めにご提出が必要となります。提出期限は地方厚生（支）局によって異なりますので、HP等でご確認ください。



各手続きの概略

1 仮コードの発行依頼 【オンライン資格確認実施機関】

オンライン資格確認実施機関に「仮コード」の発行を依頼してください。

※詳細は「新設医療機関の対応Q&A」参照。

2 アカウント登録 【オンライン資格確認実施機関】

医療機関等向けポータルサイト※に仮コードでアカウント登録をしてください。

※オンライン資格確認実施機関が開設するオンライン資格確認導入に向けたポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)



3 顔認証付きカードリーダーの提供申請 【オンライン資格確認実施機関】

医療機関等向けポータルサイトから、仮コードで顔認証付きカードリーダーの提供申請をしてください。

※発送まで4～5ヶ月かかります。

4 受付番号の情報提供依頼 【地方厚生（支）局】

保険医療機関・保険薬局として指定を受けようとするときは、**地方厚生（支）局の提出期限までに**地方厚生（支）局へ「保険医療機関・保険薬局指定申請書」を提出する必要があります。その際に、受付番号の情報提供依頼を行ってください。

※保険医療機関・保険薬局の指定に係る詳細は、医療機関等の所在する地方厚生（支）局へご確認ください。

5 オンライン資格確認実施機関へ受付番号の提示 【オンライン資格確認実施機関】

地方厚生（支）局から受付番号の回答を受けた後、**診療開始月前月15日までに**オンライン資格確認実施機関へ提示してください。こちらをもって顔認証付きカードリーダーを発送いたします。

6 オンライン資格確認利用申請、電子証明書発行申請 【オンライン資格確認実施機関】

医療機関等向けポータルサイトから、受付番号でオンライン資格確認の利用申請と電子証明書発行申請をしてください。

7 （保険医療機関等として指定が行われなかった場合）オンライン資格確認実施機関へ報告 【オンライン資格確認実施機関】

保険医療機関等としての指定が行われなかった場合は、速やかに、受付番号や医療機関名等をオンライン資格確認実施機関に報告してください。

お問い合わせ先

オンライン資格確認実施機関（医療保険情報提供等実施機関）

・オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト（社会保険診療報酬支払基金）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

※チャットボットサービスあり



電話番号：0800-8007121（通話無料）（平日9:00～17:00）

メール：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

※【④受付番号の情報提供依頼】については、医療機関等の所在する地方厚生（支）局都府県事務所等へご確認ください。

各地方厚生（支）局の保険医療機関・保険薬局の指定に関する申請については、以下urlからご確認ください。

北海道厚生局 	関東信越厚生局 	近畿厚生局 	四国厚生支局 
東北厚生局 	東海北陸厚生局 	中国四国厚生局 	九州厚生局 